

## 大津市介護施設等整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内において介護施設等の建設等を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、別表第1第1項の表に掲げる施設をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、別表第1第2項の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、介護施設等の施設整備とする。

2 補助対象介護施設等ごとの補助対象者、補助基本額及び補助率等については、別表第2のとおりとする。

### (補助金の交付対象外経費)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金の交付を行わない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(3) その他施設整備事業として適当とは認められない費用

### (交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市介護施設等整備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請額算出内訳書

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 定款、寄付行為等

### (決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

### (補助金の交付条件)

第7条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付に当たり付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させことがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一の支部（支社、支所等を含む。）において、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。以下同じ。）において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させことがある。

(8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類

を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) この補助金に係る補助対象経費について、重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金に係る配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 補助金交付決定を受けた事業等の完了後10日以内に大津市介護施設等整備費補助事業実績報告書を提出しなければならない。
- (14) 補助金は、申請による使途以外の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第8条 補助事業の遂行状況については、次に掲げるところにより市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業者は、請負工事契約（入札）を実施しようとするときは、契約方法及び入札参加事業者事前報告書（様式第4号）を入札実施の通知日の1週間前までに提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、請負工事契約を締結したときは、契約内容（入札結果）報告書（様式第4号の2）を契約締結後、1週間以内に提出しなければならない。
- (3) 補助事業者は、工事に着手したときは、工事着工報告書（様式第4号の3）を工事着工の日から1週間以内に提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、工事進捗状況について、12月末現在の状況を工事進捗状況報告書（様式第4号の4）により翌年の1月10日までに報告しなければならない。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市介護施設等整備費補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市介護施設等整備費補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市介護施設等整備費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の申請額算出内訳書
- (2) 変更後の事業計画書
- (3) 変更後の収支予算書

(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市介護施設等整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市介護施設等整備費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市介護施設等整備費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市介護施設等整備費補助事業実績報告書（様式第13号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書等の写し（明細のわかるもの）

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助金確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市介護施設等整備費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市介護施設等整備費補助金交付請求書（様式第16号）とする。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市介護施設等整備費補助金返還通知書（様式第18号）により行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱（平成7年4月1日制定）は、廃止する。

3 この要綱による補助金のうち介護施設等（特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び短期入所生活介護の事業を行う施設（特別養護老人ホームに併設され、これと一体的に運営されるものに限る。）であるものに限る。）の施設整備を補助対象事業とするものについては、令和9年3月31日までに廃止するものとする。

4 この要綱による補助金のうち介護施設等（前項に掲げるものを除く。）の施設整備を補助対象とするものについては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金若しくは地域介護・福祉空間整備推進交付金又は滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金若しくは滋賀県介護施設等開設準備経費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、その廃止を含め、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成11年度の補助金から適用する。ただし平成10年度からの継続事業については、新要綱別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成13年度の補助金から適用する。ただし平成12年度からの継続事業については、新要綱別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年1月31日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。ただし、平成14年度からの継続事業については、今回の別表の改正にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、

平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定（「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める部分に限る。）は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、改正後の大津市介護施設等整備費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行し、改正後の大津市介護施設等整備費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行し、改正後の大津市介護施設等整備費補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表第1(第2条関係)

## 1 介護施設等

施設種別	根拠法令
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	老人福祉法(昭和38年法律第113号)第20条の5、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第26項
特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	老人福祉法第20条の5、介護保険法第8条第21項
短期入所生活介護の事業を行う施設 (特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)に併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)	介護保険法第8条第9項
短期入所生活介護の事業を行う施設 (特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)に併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)	介護保険法第8条第9項
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う施設	介護保険法第8条第15項
認知症対応型通所介護の事業を行う施設	介護保険法第8条第18項
小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設	介護保険法第8条第19項
グループホーム (認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設)	介護保険法第8条第20項
看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設	介護保険法第8条第23項、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12
通所介護の事業を行う施設(利用者に宿泊サービスを提供する施設に限る。)	介護保険法第8条第7項
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6

## 2 施設整備

整備区分等	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備すること。
改修	既存施設の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)をして施設を整備すること。
スプリンクラー設備設置	既存施設にスプリンクラー設備の設置を行うこと。
消火ポンプユニット等設置	既存施設に係るスプリンクラー設備の設置に伴い消火ポンプユニット等の設置を行うこと。
自動火災報知設備整備	既存施設に自動火災報知設備の整備を行うこと。
火災通報設備整備	既存施設に火災通報設備の整備を行うこと。
防災改修等	既存施設の耐震改修等の防災面での改修を行うこと。
非常用自家発電設備整備	既存施設の緊急災害用の自家発電設備の整備を行うこと。
水害対策強化設備整備	既存施設の水害対策強化のための改修等を行うこと。
給水設備整備	既存施設の給水設備(受水槽及び地下水を利用するための設備に限る。)の整備を行うこと。
安全対策設備整備	既存施設のブロック塀(劣化、損傷、高さ、控え壁等に問題があるもの)の改修を行うこと。
換気設備設置	既存施設に換気設備(感染症対策として有効な換気を定期的に行うことができるもの)の設置を行うこと。

別表第2(第3条関係)

施設種別	補助対象者	整備区分	補助基本額		補助単位	補助率	備考
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	社会福祉法人	創設・増築	本体	2,800,000	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室の整備のみを対象とする。 ただし、補助基本額は補助対象総事業費の2分の1を上限とする。
			非常用自家発電設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
		改修	水害対策強化設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	
			本体	4,480,000	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室の整備のみを対象とする。 「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	社会福祉法人	創設	施設開設準備経費	839,000	定員1人当たり	10/10	「滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
			防災改修等	15,400,000	1施設当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
		改修	給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	
短期入所生活介護の事業を行う施設(特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)に併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)	社会福祉法人	創設	本体	2,800,000	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室の整備のみを対象とする。 ただし、補助基本額は補助対象総事業費の2分の1を上限とする。
短期入所生活介護の事業を行う施設(特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)に併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)	社会福祉法人	創設	本体	4,480,000	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室の整備のみを対象とする。 「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
介護老人保健施設	社会福祉法人、医療法人	改修	施設開設準備経費	839,000	定員1人当たり	10/10	「滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
			防災改修等	15,400,000	1施設当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			非常用自家発電設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			水害対策強化設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	創設	本体	5,940,000	1施設当たり	10/10	「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
			施設開設準備経費	14,000,000	1施設当たり	10/10	「滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
		改修	防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	

施設種別	補助対象者	整備区分	補助基本額		補助単位	補助率	備考
認知症対応型通所介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	創設	本体	11,900,000	1施設当たり	10/10	「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
			防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
		改修	給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	創設	本体	33,600,000	1施設当たり	10/10	「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
			施設開設準備経費	839,000	宿泊定員1人当たり	10/10	「滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
		改修	スプリンクラー設備設置	9,710	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			消火ポンプユニット等設置	2,440,000	1施設当たり	10/10	
			自動火災報知設備整備	1,080,000	1施設当たり	10/10	
			火災通報設備整備	325,000	1施設当たり	10/10	
			防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	
グループホーム (認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設)	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	改修	防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	
看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	創設	本体	33,600,000	1施設当たり	10/10	「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
			施設開設準備経費	839,000	宿泊定員1人当たり	10/10	「滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
		改修	スプリンクラー設備設置	9,710	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			消火ポンプユニット等設置	2,440,000	1施設当たり	10/10	
			自動火災報知設備整備	1,080,000	1施設当たり	10/10	
			火災通報設備整備	325,000	1施設当たり	10/10	
			防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	
通所介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	改修	安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。

施設種別	補助対象者	整備区分	補助基本額		補助単位	補助率	備考
地域密着型通所介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	改修	安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
通所介護、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護の事業を行う施設(利用者に宿泊サービスを提供する施設に限る。)	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	改修	スプリンクラー設備設置	9,710	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			消火ポンプユニット等設置	2,440,000	1施設当たり	10/10	
			自動火災報知設備整備	1,080,000	1施設当たり	10/10	
			火災通報設備整備	325,000	1施設当たり	10/10	
養護老人ホーム	社会福祉法人	改修	非常用自家発電設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			水害対策強化設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	
軽費老人ホーム	社会福祉法人	改修	防災改修等	15,400,000	1施設当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			非常用自家発電設備整備	9,180,000	1施設当たり	1/2	
			水害対策強化設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	
有料老人ホーム	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人	改修	安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「防災・減災等事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			換気設備設置	4,000	1m <sup>2</sup> 当たり	10/10	

※特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護の事業を行う施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設及び看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設の創設・増築については、大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備で、大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会において、補助金交付対象として採択されたものを対象とする。

※補助基本額に補助率を乗じた額を交付する補助金の上限額として予算の範囲内で補助する。

※補助対象となる事業費から寄附金等を差し引いた額と、補助基本額とを比較して少ない方を補助金額とする。

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

大津市介護施設等整備費補助金交付申請書

年　月　日

(宛先)

大津市長

住 所

法人名

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市介護施設等整備費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及 び 完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 申請額算出内訳書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 定款、寄付行為等

注) 「(1) 申請額算出内訳書」、「(2) 事業計画書」については、別紙(1)・(2)によるものとする。

## 別紙（2）

## 事業計画書

1 施設の名称及び所在地

2 施設の種類

3 事業の目的及び効果

4 設置主体及び経営主体

5 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

6 施設の規模及び構造

ア 敷地面積	m <sup>2</sup>	
イ 敷地の所有関係	(自己所有地・借地・買収(予定)地)	
ウ 施設整備の区分	創設・増築・改修・その他( )	
エ 建物の面積	建築面積 m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>
オ 建物の構造	造	階建

7 整備費内訳

ア 本体工事費	円
イ その他の工事費	円
ウ 合 計	円

8 財源内訳

ア 市補助金	円
イ 民間補助金	円
ウ その他補助金	円
エ 設置者負担金	円

(内訳)

自己負担	円
寄附金	円
機構借入金	円
その他借入金	円
オ 合 計	円

9 施工計画

ア 直営・請負の別	直 営	・	請 負
イ 契約予定年月日	年	月	日
ウ 着工予定年月日	年	月	日
エ 竣工予定年月日	年	月	日
オ 事業開始予定年月日	年	月	日

10 その他参考事項

(添付資料)

①各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、増築、改修等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

②施設の配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、増築、改修等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

③工事費設計見積書（工事費費目別内訳書）

(表)

様式第2号（第6条関係）

大津市介護施設等整備費補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった大津市介護施設等整備費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、○○○○については、○○○○とする。
交付決定金額	円
交付条件	裏面のとおり

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

【交付条件】

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならぬ。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一の支部（支社、支所等を含む。）において、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。以下同じ。）において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させことがある。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) この補助金に係る補助対象経費について、重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金に係る配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 補助金交付決定を受けた事業等の完了後 10 日以内に大津市介護施設等整備費補助事業実績報告書を提出しなければならない。
- (14) 補助金は、申請による使途以外の用途に使用してはならない。

様式第3号（第6条関係）

大津市介護施設等整備費補助金交付申請棄却（却下）通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった大津市介護施設等整備費補助金について、次のとおり  
交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第8条関係）

年度補助金による施設の請負工事にかかる「契約方法」「入札参加事業者」事前報告書

法人名		施設名	
契約方法について	1. 一般競争入札 ( 者) 2. 指名競争入札 ( 者) 3. 隨意契約 ( 者)  「複数事業者の見積合わせは、 隨意契約とすること。」	契約方法 2 又は 3 の 場合	一般入札によらない場合、その理由 — 隨意契約をする理由 — 業者選定基準

※契約方法等の決定結果を記載した理事会等議事録(写)を添付すること。

※契約方法などの決定経過を記載した理事会等議事録（写）を添付すること。

	入札参加業者名	所在地	老人福祉施設及び類似施設の工事実績	法人との関係の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※様式内に記入できない場合、別紙（任意）に記入すること。

様式第4号の2（第8条関係）

年度補助金による施設の請負工事にかかる「契約内容(入札結果)」報告書

法人名			施設名		
建築面積 m <sup>2</sup>	設計金額	予定価格	最低制限価格	契約金額	
	(税込・税抜)	(税込・税抜)	(税込・税抜)	(税込・税抜)	
最低制限価格 の算出方法					
契約の方法 (結果)	1. 一般競争入札 ( ) 2. 指名競争入札 ( ) 3. 隨意契約 (理由 : )				
入札日	年 月 日 入札実施場所				
入札結果	別紙のとおり				
落札業者	法人との関連(有・無)				
契約日	年 月 日	着工予定日	年 月 日		
入札の執行状況 (入札立会者が記入すること)					
入札時の立会者	役職名	氏名	印	役職名	氏名
	役職名	氏名	印	役職名	氏名
	役職名	氏名	印	役職名	氏名
備考					

※請負契約業者から「下請負人届」の提出を求めるこ。

※請負契約業者（元請け）からの一括下請契約（丸投げ）は、認められない。

別紙

入札参加業者及び入札状況一覧表

	業 者 名	1 回 目	2 回 目	3 回 目	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

様式第4号の3（第8条関係）

工事着工報告書

年月日

(宛先)

大津市長

住 所

法人名

代表者名

大津市介護施設等整備費補助事業の工事に着手したため、次のとおり届け出ます。

施設の種類		施設名	
建物の構造及び面積	造 建築面積 延べ床面積	階建 $m^2$ $m^2$	
契約名（工事名）	契約年月日	着工年月日	竣工予定年月日
工事費目ごとの内訳			
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

様式第5号（第9条関係）

大津市介護施設等整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第6号（第9条関係）

大津市介護施設等整備費補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
交付内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

様式第7号（第10条関係）

大津市介護施設等整備費補助事業変更承認申請書

年　月　日

(宛先)

大津市長

住 所  
法人名  
代表者名

年　月　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった大津市介護施設等整備費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のように申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年　月　日
添 付 書 類	(1) 変更後の申請額算出内訳書 (2) 変更後の事業計画書 (3) 変更後の收支予算書

様式第8号（第10条関係）

大津市介護施設等整備費補助事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日

(宛先)

大津市長

住 所

法人名

代表者名

年　月　日付け大　　第　号で補助金の交付の決定のあった大津市介護施設等整備費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次とおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年　　月　　日
添 付 書 類	

様式第9号（第11条関係）

大津市介護施設等整備費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第10号（第11条関係）

大津市介護施設等整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金に交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃 止）の 承 認 年 月 日	年 月 日

様式第11号（第11条関係）

大津市介護施設等整備費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第12号（第11条関係）

大津市介護施設等整備費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第13号（第12条関係）

大津市介護施設等整備費補助事業実績報告書

年　月　日

(宛先)

大津市長

住 所

法人名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市介護施設等整備費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
添 付 書 類	(1) 精算額算出内訳書 (2) 事業実績報告書 (3) 収支決算書 (4) 領収書等の写し（明細のわかるもの）

注) 「(1) 精算額算出内訳書」、「(2) 事業実績報告書」については、別紙(3)・(4)によるものとする。

## 別紙(4)

## 事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 施設の種類

3 事業の目的及び効果

4 設置主体及び経営主体

5 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

6 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係 (自己所有地・借地・買収(予定)地)

ウ 施設整備の区分 創設・増築・改修・その他( )

エ 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup> 延面積 m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 造 階建

7 支出済事業費総額

ア 本体工事費 円

イ その他の工事費 円

ウ 合計 円

8 財源内訳

ア 市補助金 円

イ 民間補助金 円

ウ その他補助金 円

エ 設置者負担金 円

(内訳)

自己負担 円

寄附金 円

機構借入金 円

その他借入金 円

オ 合計 円

9 施工期間

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

エ 事業開始年月日 年 月 日

10 建物の耐用年数

## 1.1 その他参考事項

### (添付資料)

- ①工事請負契約書の写し
- ②支出済工事費費目別内訳書（又は精算設計書）
- ③工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）
- ④各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略できる）
- ⑤建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略できる）
- ⑥建物内外主要部分及び建物全景写真
- ⑦検収調書（又はこれに代わるもの）の写し

様式第14号（第13条関係）

大津市介護施設等整備費補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助事業について、次のとおり大津市介護施設等整備費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	(総事業費) 円 (補助対象) 円
交 付 確 定 金 額	円

様式第15号（第14条関係）

大津市介護施設等整備費補助金交付請求書

年　月　日

(宛先)

大津市長

住 所

法人名

代表者名

年 月 日付け大 第 号での交付の確定のあつた大津市介護施設等整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市介護施設等整備費補助金交付請求書

年　月　日

(宛先)

大津市長

住 所  
法人名  
代表者名

年　月　日付け大　第　　号で補助金の交付の確定のあった大津市介護施設等整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により、次のとおり一括（分割）請求します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額		
補助金を一括（分割） 請 求 す る 理 由		
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀 行 ・ 信 用 金 庫 ・ 農 協 支 店
	口 座 番 号	普通 ・ 当 座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第17号（第16条関係）

大津市介護施設等整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第18号（第17条関係）

大津市介護施設等整備費補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市介護施設等整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないとときは、延滞金を納付しなければなりません。